

# MOC通信

## <内容>

会長挨拶

33期活動スケジュール

忘年会案内

1月研修会案内

第46回 法全連全国交流会 in 弘前 ~参加報告~

成年後見事務の法改正

『マリン・オフィス・クラブ (Marine Office Club)』（略称：MOC・モック）は、1985年、「ひとりぼっちの事務員をなくそう」のスローガンの下、神奈川県内の法律事務所職員を中心に結成されました。

定期的な業務研修会やBBQ・スポーツ大会・忘年会等のイベントを企画運営し、会員の親睦とスキルアップを図ることを主な活動内容としています。

毎年、研修やイベントを続々と企画していますので、興味のある方は是非ご参加ください。また、ホームページ (<http://moc-lo.net/>) では、本紙面では伝えきれない情報や研修・イベントの案内等を発信し、同時に入会申込、研修申込、質問等も承っております。皆さんからのアクセスお待ちしております。

## 会長挨拶

今期 MOC 会長を務めさせていただきます横浜合同法律事務所の柳原です。かれこれ会長 9 期目となります。歳ばかり取るだけで、役員の方には相も変わらず助けていただいております。MOC らしいと言えばそれまでですが、迷惑をあまりかけないようにまた 1 年間頑張ってお参りたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

さて、今期の活動スローガンとして活動内容の充実と会員拡大を掲げております。仕事でわからない事があるとき、すぐに聞ける仲間がいることは大変ありがたいことです。このような仲間を増やし、法律事務員の輪を広げていく為にも、みなさんの実務に役立つ研修、交流を深めるイベントを役員一同企画しております。

興味のある方は是非一度 HP をご覧になっていただき、この大きな輪の 1 人になっていただきたいと思います。

### 33期 MOC 活動スケジュール

#### 研修会

- H28.11 事務員のお仕事（初級ゼミ）
- H29.1 破産管財事件における配当
- H29.3 個人再生
- H29.4 資料収集のコツ
- H29.5 刑事事件（弁護士を講師に迎えて）
- H29.6 建物明渡し

#### 企画

- H28.10 秋の BBQ(天候不良により中止)
- H28.12 忘年会
- H29.2 運動系企画
- H29.4 春の BBQ

### 忘年会案内

忘年会の季節がやってきました！！

MOC 第 2 回目の企画！忘年会を下記日程で行います♪

今年も残すことあと2ヶ月をきりました。気温もぐっと変わり始めもうすぐ今年も終わるのかーと実感しております。

さて、年末といえば毎年恒例の MOC 忘年会を行います。今年もクイズやゲームを用意しております。おいしいごはんを食べながら、今年の嫌なこと辛かったことを全て MOC 忘年会で発散しませんか？

新しい交流や久々の再会！1年間の MOC 企画行事の中でたくさんの事務員さんと交流ができる場かと思えます。今年は秋の BBQ が開催出来なかったこともあり、MOC の役員一同、大変気合を入れております！新人さんもベテランさんも、MOC の企画に参加したことがない方も参加してみたいはいかがでしょうか？

今年の締めくくりに楽しい思い出を一緒に作りませんか？皆様のご参加ぜひお待ちしております。

日 時 平成28年12月9日（金）18時45分～21時45分頃

場 所 チキスタ（chiki・sta）二次会も同じです♪

（横浜市中区常盤町1-2 関内電子ビルB1）

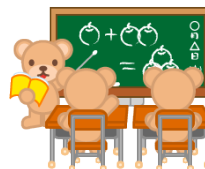
参加費 4500円 締切日 12月6日 火曜日迄

申込方法 HP（<http://moc-lo.net/>）記載の申込書にてお願いします。

※キャンセルは前日の昼12時まで承っています。それ以降はキャンセル料として参加費4500円を頂くこととなりますので、ご注意ください。

### 1月の研修会案内

1月の研修では、破産管財事件の中でも、処理が複雑な配当に関する手続きを取り上げます。小規模管財事件では、債権調査期日が指定されず、財団債権を按分弁済して(場合によってはそこまでの破産財団を形成できず管財人報酬のみで)、異時廃止で終了することもあります。一方、十分な財団形成が見込まれる場合には、債権調査期日が指定され、配当手続を行って破産手続が終結されます。今回は、配当手続の中で「簡易配当」と呼ばれる手続きを中心に、配当のために債権額を確定させる債権認否手続きを含めた流れについて取り上げる予定です。そのため、基本的な管財事件についての知識・経験をお持ちの方を対象とさせていただきます。(管財事件の基本的な事項については弁護士会事務職員研修が2月に予定されております。)



日 時 平成29年1月26日(木) 18時45分～20時45分頃  
 場 所 開港記念会館(予定)  
 講 師 調整中  
 参加費 MOC会員無料 会員外の方400円  
 ※研修会終了後は懇親会を予定しております。

### 第46回法全連全国交流会 in 弘前 ～参加報告～

2016年10月8日と9日に青森県弘前市で行われた法全連全国交流会にマリ  
 ン・オフィス・クラブ(以下MOC)を代表して参加させていただきました。

法全連は全国事務員連絡会の略称で、「ひとりぼっちの事務員さんをなくそう」を  
 スローガンに1971年に発足されました。このスローガン、どこかで聞いたこと  
 ありませんか。そうです、我らのMOCも同じスローガンですよね。MOCは、法  
 全連の第14回全国交流会(1984年於横浜)をきっかけに1985年発足した神  
 奈川県内の法律事務職員の親睦会なのです。全国交流会は全国の仲間が集まり、昼  
 は仕事・研修・職場について語り合い、夜は大宴会で懇親を深める、年に一度の事  
 務員手作りの「お祭り」です。私は以前にここ神奈川県で行われた時と東京で行わ  
 れた際に参加させていただき、今回で3回目の参加になります。神奈川県からほか  
 に法律合同分科会から3名、合計4名で参加しました。



まず1日目は全体会から始まります。

全体会は弘前の実行委員会会長さんの津軽弁の歓迎のご挨拶からはじまり、地元  
 弘前の弁護士会会長さん、日弁連会長からのメッセージ(ともに代読)、来賓の先生  
 方のご挨拶などがされました。日弁連の会長さんからのメッセージに「弁護士にと  
 って事務員はなくてはならない存在」というお言葉があり、とてもうれしく思いま  
 した。そのあとは基調報告です。法律事務所を取り巻く状況について主に弁護士大  
 増員によるプラス面、マイナス面などのお話をうかがいました。続いて特別基調報  
 告です。また、今年大きな地震の被害にあった熊本の方からは自身の務める事務所  
 は移転せざるを得ないほど被害の大きかったこと、まだまだ完全な復旧はできてい  
 ないこと、法全連等で募った寄付金についての感謝のお言葉などがありました。

その後は5つの分科会に分かれて交流します。

- 第1分科会 「仕事に活かすIT～事務の効率化を図ろう」
- 第2分科会 「心と体の健康のために～メンタルヘルスケアと自力整体」
- 第3分科会 「ビギナー研修～新人さんいらっしゃい」
- 第4分科会 「日常業務研修～職の交流」



第5分科会 「上級研修～職の交流」

私は第1分科会に参加です。分科会は2日間ともにありました。

まずはITの基礎的な用語・知識等についてお話しを聞きます。それから業務に役立つ無料コンテンツやITの小ワザ紹介等がありました。東京の「法会労」(組織名です。HPで検索するとでますよ)では毎週金曜日に事務員さんに役立つ情報(上記無料コンテンツや小ワザ情報を含む)などが配信されるメールマガジンがあり、法律事務員であれば誰でも登録可能、バックナンバーもみられるとのことでした。



1日目の夜は懇親会です。津軽三味線の生演奏, りんごのお土産, 名物のお食事, 黒石よされ(阿波おどり, 郡上踊りと並ぶ日本三大流し踊りのひとつだそうです)と弘前の実行委員のみなさんが地元の方々との協力を得てたくさん準備してくださいました。

2日目の最後にもう一度全体会です。各分科会がどのようなことをしたかの報告, 法全連幹事長からの挨拶, 法全連幹事・事務局の挨拶, 現地実行委員長からの挨拶があり終了です。

今回弘前には22地区合計105人の方が集まり, 法全連始まって以来初めてこの交流会が地元の新聞にも掲載されました。2日間を通して, 弘前の方々のご弘前へという歓迎の気持ちが随所に感じられた素晴らしい会でした。弘前の実行委員会の皆さん, 法全連幹事・事務局の皆さん, そしてMOCの皆さん, 参加させて頂きありがとうございました。

弁護士法人前島綜合法律事務所 石綿

## 成年後見事務の法改正

既にご存じの方も多いかと思いますが、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(平成28年法律第27号。以下「改正法」といいます。)が平成28年4月6日に成立し, 同月13日に公布されました。改正法は, 平成28年10月13日から施行されています。(法務省のHPより一部抜粋)

主な改正点は①郵便転送関係②(被後見人)の死後の実務関係の2点です。

- (1) 成年後見人が家庭裁判所の審判を得て成年被後見人宛郵便物の転送を受けることができるようになったこと(郵便転送。民法第860条の2, 第860条の3)
- (2) 成年後見人が成年被後見人の死亡後にも行うことができる事務(死後事務)の内容及びその手続が明確化されたこと(民法第873条の2)

今後、私たち事務員の後見事務関係の仕事に大きく関わる改正かと思しますので、法務省のHP等から改正事項を確認しておきましょう！

MOCでは事務職員の皆様からのご意見・ご質問・原稿の執筆・研修会のお手伝い等を随時募集しております。ホームページまたは下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

MOC通信 2016年11月 No164

発行責任者 柳原 康雄 編集責任者 大石 康裕

連絡先 〒233-0002横浜市港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー22階

上大岡法律事務所 事務局 藤本 剛

TEL 045(840)2444 FAX 045(840)2432

ホームページ <http://moc-lo.net/>